

平成二十年十二月八日提出  
質問第三二二三号

ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する再質問  
主意書

提出者 鈴木宗男

ケニア沖で起きた邦人が船長を務める中国船への海賊行為に係る政府の対応等に関する再質問

主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第二七五号）を踏まえ、再質問する。

- 一 本年十一月十三日、ケニア沖で、久貝豊和さんを船長とする中国のマグロ漁船「天裕八号」がソマリアの海賊に乗っ取られる事件（以下、「事件」という。）が発生したが、「事件」につき政府は「前回答弁書」で「政府としての本件に対する体制及び対応、政府が本件に関し保有する情報等については、これを公表すれば、関係機関による本件の解決に向けた取組等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。」と答弁し、一切の情報を明らかにすることを拒んでいる。では、久貝さんの生命は危険にさらされていないのか、身柄の安全は保証されているのか否か政府は把握しているか。
- 二 久貝さんの身柄の安否のみに係る情報を明らかにすることは可能か。政府の見解如何。
- 三 二で政府が、久貝さんの身柄の安否のみに係る情報も明らかにできないとするのならば、その理由を説明されたい。久貝さん救出に向けた政府の取組等についての情報は、これを明らかにすることで「事件」解決に向けた関係機関の取組に支障を及ぼすというのは十分理解できるが、「事件」の発生が既に報じら

れている今、政府が邦人の身柄の安否について公表できないとするのは理屈として通らないと考えるとこそ、政府が久貝さんの身柄の安否を公表できないとする理由を明確に説明されたい。

右質問する。